

## 「美祢市病院等事業における給食調理等業務」に係る事業者の募集について

「美祢市病院等事業における給食調理等業務」に係る事業者を、次のとおり募集する。

令和2年12月28日

美祢市病院事業管理者 高橋 睦夫

### 「美祢市病院等事業における給食調理等業務」に係る 一般公募型プロポーザル実施要領

#### 1 目的

この要領は、「美祢市病院等事業における給食調理等業務」に係る受託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

#### 2 事業内容

##### (1) 業務名

美祢市病院等事業における給食調理等業務

##### (2) 業務内容

ア 食事サービス提供業務とし、詳細については仕様書(別紙)を参照のこと。

イ それぞれ病院等の特徴(規模等)に沿って、現行のサービスを低下させず、危機管理等に十分配慮すること。

ウ 令和3年4月1日までに物品、人員等を準備し、現契約業者と業務内容の引き継ぎを終えて4月1日から各業務を遂行できる体制を整えること。

##### (3) 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日

※ ただし、期間内に、病院の建て替え等により公共の用に供することができなくなった場合、又は、契約に定める事項に違反又は履行を怠った場合は、期間中であっても解約することができる。

##### (4) 業者選定方法

公募型プロポーザル方式(価格面と企画内容を総合的に評価し、優先交渉者を選定する。)

##### (5) 履行場所

ア 美祢市立病院 美祢市大嶺町東分 11313 番地 1

イ 美祢市立美東病院 美祢市美東町大田 3800 番地

ウ 美祿市介護老人保健施設グリーンヒル美祿

美祿市大嶺町東分 11313 番地 1

(美祿市立病院併設)

### 3 参加資格要件

申込者は、次に掲げる条件をすべて備えていることを必要とする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号、以下「政令」という。）を遵守すること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。
- (3) 医療関連サービスマーク認定事業者であること。
- (4) 県内公的病院での直近 3 年以上の受託実績があること。300 床規模の病院の実績が望ましい。
- (5) 県内に営業所もしくは支店があること。
- (6) ISO9001 認定業者が望ましい。
- (7) 指定品目について、市内の指定業者より調達できること。  
指定品目 … 米、タマネギ、ジャガイモ、ニンジン
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当行為の防止等に関する法律〔平成 3 年法律第 77 号〕第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営運営に、関係しない者であること。

### 4 実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

	項目	日時または期限等
1	プロポーザル公募開始	令和 2 年 12 月 28 日（月）
2	質問書の受付期限	令和 3 年 1 月 12 日（火）
3	質問への回答期限	令和 3 年 1 月 18 日（月）
4	参加申請書の提案期限	令和 3 年 1 月 25 日（月）
5	企画提案書の提出期限	令和 3 年 2 月 9 日（火）
6	ヒアリング審査(プレゼン)	令和 3 年 2 月 16 日（火）〔予定〕
7	選定、非選定通知	令和 3 年 2 月 24 日（水）〔予定〕

※ 新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、変更する可能性があります。

## 5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加申込及び企画提案に関する提出書類及び業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受付ない。

### (1) 提出期限

令和3年2月9日（火） 17時まで

### (2) 提出先

本実施要領に記載

### (3) 提出方法

電子メールにて質問書（様式7）を提出すること。

※ 質問した場合は、必ず電話等で送信した旨伝え、美祢市病院事業局 管理部経営企画室（以下、「経営企画室」という。）まで着信したことを確認すること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

### (4) 回答方法

質問に対する回答は、集約したうえで、質問者名を伏せて令和3年1月18日（月）までに病院事業局ウェブサイトに掲載する。

なお、質問書に対する回答は、回答の内容に応じて、本実施要領の修正と見なす。

## 6 参加申込の手続

### (1) 参加申込提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び美祢市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出することとする。

ア 参加申込書（様式第1）…1部

イ 会社概要書（様式第2）…1部

※ 財務諸表を含む。

ウ 業務実績（過去5年間のもの）（様式第3）…1部

※ 同種業務を履行した（又は履行中）と証する書類（契約書の写し等）及び業務内容が確認できるもの（仕様書の写し等）を添付すること。業務実績がない場合は、「なし」で提出すること。

エ 暴力団排除に関する誓約書（様式第4）…1部

オ 業務実施体制表（様式第5）…1部

カ 委任状（様式第6）…1部

キ 医療サービスマーク認定書、ISO認定書等の写し…1部

ク 印鑑登録証明書（発行後3ヶ月を超えないもの）

ケ 国税及び地方税<sup>\*</sup>に滞納がないことの証明書（発行後3ヶ月を超えないもの）

※ 地方税については、県・市内に営業所がなく納税義務がない場合は不要

コ 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月を超えないもの）

(2) 提出期間

令和3年1月4日（月）から令和3年1月25日（月）まで

(3) 提出先及び方法

経営企画室へ持参又は郵送で提出すること。

持参の場合は、9時から17時まで（土・日曜日、祝日を除く）に提出すること。

## 7 参加資格要件の確認

(1) 参加申込書を受理した全ての者を対象として、実施要領等に適合しているかどうかについて、美祢市立病院及び美祢市立美東病院の両病院に係る者は、経営管理室において、いずれかの病院のみに限定される者は、各病院の事務部管理係において、事前審査を行い、その結果を「美祢市病院等事業における業務委託等運営事業者選定委員会設置要綱」（以下「選定委員会」という。）に報告する。

選定委員会は、報告された事前審査の結果に基づき審査し、上記要件に適合しないと判断された者は失格とする。

なお、その結果を、令和3年2月2日（火）までに参加申込者へ通知する。

(2) 参加要件確認の結果、参加資格を有すると認められた者にたいしては、企画提案書等の提出の要請を行うとともに、ヒアリングの日時等について通知する。

(3) 参加要件確認の結果、参加要件を満たさなかったものに対しては、その旨及びその理由を書面で通知する。

## 8 企画提案書の提出

(1) 提案書（A4、形式自由）

業務受託にあたって、事業者が持つ給食調理等の業務に関する幅広い見識を活かした提案とし、併せて次の内容についても盛り込むこと。

ア 受託業務の運営方針について

イ 業務の体制及び業務の効率化について

ウ 人材の確保の具体的な取り組みについて

エ 従事者に対する教育・研修体制等について

オ 食材の地元調達について

カ 業務の受託実績について

キ その他病院等事業をサポートするにあたっての提案

(2) 見積書（様式第8）

管理費に係る額とし、施設毎の内訳金額（月額及び年額）がわかるようにすること。

(3) 書類作成上の留意事項

文字サイズは、10ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。

また、企画提案書評価者が、特段の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。

なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記すること。

(4) 提出部数

10部

(5) 提出期限

令和3年2月8日（月）17時まで

(6) 提出先

本実施要領14に記載

(7) 提出方法

令和3年2月8日（月）までに郵送（提出記期日必着）または持参とし、郵送の場合は、書留郵便又は特定記録郵便に限ることとする。持参の場合は、土日祝日を除く、平日の9時から17時までとする。

## 9 企画提案等の評価

実施要領7の審査の結果、選定対象となった事業者に必要な応じプレゼンテーションを実施させ、次の方法で業務受託事業者を決定する。

ただし、新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、変更する可能性がある。

ア 実施予定日

令和3年2月15日（月） 14時から

イ 出席者

出席人数は、4人以内とする。

ウ 実施方法

(ア) 説明は、事前に提出された企画提案書等のみで行うものとする（提出された企画提案書のみプロジェクターで投影可）。

(イ) 一提案者につき、説明（20分以内）と質疑応答（10分程度）の30分程度を予定

(ウ) 説明は、主担当者になる予定の者が中心となって行うこと。

(エ) 開始時間等の詳細は、別途通知する。

## 10 受託候補者の選定

## (1) 選定の方法

委員会は、委託料上限額の範囲内で、別表企画提案書評価基準表（実績等評価及び技術提案評価並びにその他）に基づく評価の結果、70 点以上（100 点満点中）の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、多数決により選定する。

## (2) 選定結果の通知等

受託候補者に対しては、「選定通知書」でその旨を通知する。受託候補者に選定されなかった提案者に対しては、「非選定通知書」でその旨を通知する。

また、病院事業局ホームページにおいても選定結果について公表する。その場合、受託候補者については名称及び採点結果等を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、その他の候補者についても、名称を伏せて採点結果を公表する。

なお、非選定通知書を受け取ったものは、通知した日の翌日から起算して 7 日（休日は含めない。）以内に、書面を持参又は郵送することで、選定しなかった説明を求めることができる。その際の回答は、書面で行うものとする。

## 11 契約の締結

受託候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を委託することが著しく不適當を認められる事態が生じた際は、契約を締結しない。この場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

なお、上記の場合は、本市は、本プロポーザルの審査結果の上位の者から順に契約締結に係る交渉を行うことがある。

## 12 失格事項

参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効・失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 参加申込書提出の日から契約締結日までの間において、参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 期限内に関係書類が提出されなかった場合
- (4) 提案書等に虚偽の内容が記載されていると認められた場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 本プロポーザルの審査に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められる場合
- (7) 各前号に定めるほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

### 13 その他留意事項

- (1) 参加申込者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、本市は、その責任を負わない。配達記録郵便の利用、電話又は電子メールなどで提出確認を行うなどの対策を講じること。
- (3) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 業務引継ぎにか係る費用は、受託業者の負担とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出期限以降の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は、認めない。
- (7) 提出書類は、本プロポーザルのみに使用し、目的以外には使用しない。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、美祢市情報開条例で規定する非公開文書に該当すると認められるもの以外は公開するものとする。

### 14 問合せ先及び資料等の提出先

名 称	美祢市病院事業局管理部経営企画室
所在地	〒759-2212 美祢市大嶺町東分 11313-1
連絡先	T E L : 0837-52-1700
	F A X : 0837-52-2067
	E - m a i l : keiei@city.mine.lg.jp

「美祢市病院等事業の食事サービス提供業務」受託事業選定審査に係る評価表

区分	評価項目	基準点	
①患者や家族等来院者 又は職員のニーズへの対応	患者等からの要望、苦情への対応	5	15
	院内医療従事者との連絡調整対応能力	5	
	患者・利用者サービス等の考え方	5	
②信頼されるサービスの提供	業務責任者の現場管理の考え方、従事員への指導管理体制	5	25
	従事員に対する教育、研修体制	5	
	衛生管理体制	10	
	病院職員への情報提供	5	
③安定的かつ継続的な事業運営	会社の優位性や特徴、企業理念	5	35
	人材確保の考え方	5	
	適正かつ効率的な人員配置	5	
	前受託者との引継計画	5	
	事業の受託実績	5	
	災害、緊急時の対応	5	
	本社の連絡・支援体制	5	
④病院経営の経済性	業務の効率化等、病院等事業全体の効率化に係る考え方、提案	5	5
⑤地域との関わり	従業員への地元雇用	5	15
	地元食材の調達	10	
⑥委託料	提案に対する見積額の妥当性	5	5
合計		100	